

石巻市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成20年12月3日

石巻市監査委員 山崎 武敏

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

- 1 監査対象部課等 教育委員会
教育総務課、学校教育課、学校管理課、生涯学習課、体育振興課、歴史文化資料展示施設整備対策室、各事務所、各公民館、図書館、総合体育館、総合運動公園、河北総合センター、遊楽館、各小・中・高等学校、各幼稚園
- 2 監査期間 平成20年8月22日から同年12月3日まで
- 3 監査対象範囲 平成19年度一般事務及び財務に関する事務の執行
（平成20年3月31日現在）
ただし、必要がある場合は、過年度及び現年度も対象とした。
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成19年度の一般事務及び財務に関する事務の執行状況について事務処理状況を試査したところ、教育機関の各施設において別紙の指摘事項があった。
なお、その他の監査対象課等については、特に指摘事項は認められなかった。

指 摘 事 項 調 書

監査対象部・課（かい）名：教育委員会

指 摘 事 項 の 内 容

教育機関の施設使用許可及び減免の取扱いについて

教育機関の施設（以下「施設」という。）使用許可及び減免の取扱いについて、施設ごとに条例等で規定され管理運営しているが、類似施設で次のような不統一な取扱いがあったので、各施設の設置目的、利用対象者及び設置経緯等施設ごとに事情が異なり、同じ取扱いができないものもあるが、類似施設については極力同じ取扱いにするべきであり、公正、平等な行政の確保という観点から、利用者の利便性を考慮し、算定基準の明確化、簡素化を図り、条例、規則等の改正を含め組織として早急に是正、改善に取り組むこと。

使用簿の記載のみで使用許可するもの、申請書が必要なもの

使用許可証を交付するもの、しないもの

使用料を徴収した際に、使用許可証兼使用券（レシート）等のみ発行するもの、使用許可証と領収証書（出納課受払い）を発行するもの

使用料を前納させるもの、後納させるもの

申請書の様式上、申請者の押印を必要とするもの、しないもの

市内の児童・生徒が使用する場合、無料のもの、有料のもの

市内の学校（高等学校、大学）が使用する場合、無料のもの、有料のもの

冷暖房使用料が無料のもの、有料のもの

スポーツ少年団登録団体が使用する場合、無料のもの、有料のもの

社会教育関係認定団体が使用する場合、無料のもの、有料のもの

使用料徴収の算定基準が1時間単位のもの、1回単位のもの